

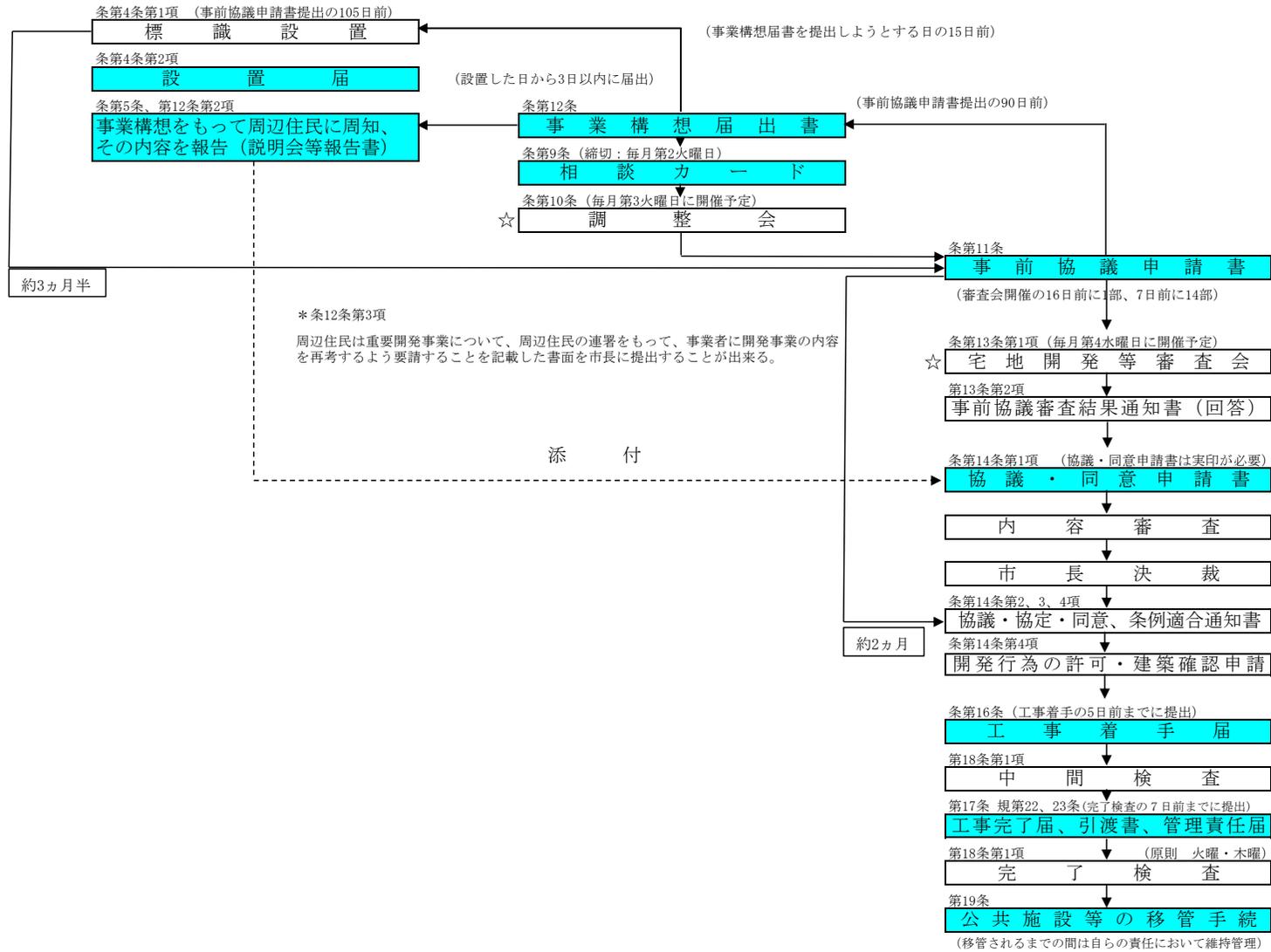
「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

重要開発事業

(条第12条第1項(1)(2)(3)(4))

- ※・ [] は、事業者が提出するもの。
- ・ ☆は月に1回の開催になります。
- ・ 事業構想届出書以降の手続きについては、該当フローチャートを参考にしてください。



- 協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。
- 協議・同意の申請が、事前審査結果通知送付日から90日以内に行われない場合は、事前協議はなかったものとみなします。(条例第14条第5項)